

特に近年、過労による自殺者の数が年間三万人を超えるようになり、これまで顧みられなかった従業員の精神衛生の問題が取りざたされるようになってきました。厚生労働省が定める労災認定基準も緩和される傾向にあり、今後もこの動きは続くと思われま

宮下 経営者も苦しい時代なのです。だからこそ、神山さんのような経営者は、従業員の健康状態をきちんと把握するようにし、過重労働を防ぐよう指導することが必要です。

最近では、パート従業員に対しても健康診断を実施するところも増えていきます。

神山 Sさんは勤務態度もよく、今後も長く続けてもらいたい従業員の一人なので、そういった措置も考えていきたいと思

宮下 そうですね。最後に、安全配慮義務の中身について具体的にあげてお

宮下

事業主(使用者)が果たさなくてはならない安全配慮義務

宮下 事業主(使用者)は、従業員に対して以下のような措置を講じる必要があります。

- ①労働者の危険防止措置
- ②労働者の健康障害防止措置
- ③安全衛生管理体制の確立
- ④機械等及び有害物に関する規制
- ⑤健康の保持増進のための措置
- ⑥快適な職場環境の形成のための措置
- ⑦安全衛生計画の作成

事業所の立場からすると、安全配慮義務というものは、従業員によって訴訟で損害賠償を起されたりしないようにするための防衛策としてとらえられがちです。しかし、それだけではなく、安全配慮義務をきちんと果たすことによって、職場環境が向上し、業務がより効率化されるとい

事業主の皆様へ

社会保険庁では、6月から10月にかけて、現役加入者の従業員の皆様に「ねんきん特別便」の送付を予定しています。必ずご回答くださいますよう、従業員の皆様へご周知の程、よろしくお願

「ねんきん特別便」に関するお問い合わせ
ねんきん特別便専用ダイヤル 0570-058-555
※IP電話・PHSからは「03-6700-1144」へ
【受付時間】・月～金曜日：午前9時～午後8時まで
・第2土曜日：午前9時～午後5時まで

知的財産権制度 Q & A

Q.不正競争防止法とはどういうものですか。また、産業財産権法とどう違うのですか？

A. 不正競争防止法は、事業者間の公正な競争を確保するために、不正な競争行為(右の「不正競争防止法で規定されている不正競争の例」参照)を防止する法律です。知的財産法のうち特許法、実用新案法、意匠法、商標法の4つを産業財産権法といいます。不正競争防止法も知的財産法の仲間です。しかし、知的財産法であっても、産業財産権法と不正競争防止法とは保護の方法が違っています。産業財産権法は特許庁に出願・登録して権利を発生させ、この権利に基づいて、侵害する者に対し差止めなどを認めるという方法で権利者を保護しています。一方、不正競争防止法は権利を登録して保護するのではなく、行為を規制する法律です。不正な競争行為を行った者に対し差止めを認めるという方法で事業者を保護しています。登録の必要はありません。不正競争防止法では、他人の商標等の不正使用、商品形態の模倣品提供行為や営業秘密の不正使用などを差止めることができる点で、結果的に産業財産権のような独占権を与えられているのと同じ効果を発揮することができます。

〔補足説明〕

産業財産権法の保護対象と不正競争防止法の規制行為とは、重なり合う部分があります。例えば、よく知られた他人の商標と混同を生じさせる表示を使用する行為は、不正競争防止法の規制の対象となっており、また、その商標が登録されていれば商標法によっても保護されます。

商品の形態(形状、模様、色彩)は意匠法で保護されますが、形態を模倣した商品の販売行為は、不正競争防止法の規制の対象ともなっています。このように、不正競争防止法と産業財産権法は重なり合う部分があるため、訴訟においては、不正競争防止法と産業財産権法の両者に基づき訴えが提起されることもあります。

不正競争防止法で規定されている不正競争の例

- 1. 混同惹起行為
(他人の周知な表示と同一・類似のものを用い、商品または営業の主体を混同させる行為)
- 2. 著名表示冒用行為
(著名な商品等表示と同一/類似のものを自己の商品等の表示として使用する行為)
- 3. 商品携帯模様模倣品提供行為
(他人の商品の形態をそのまま模倣した行為(デビットコピー)を提供する行為)
- 4. 営業秘密関係
(企業内で秘密管理されている情報(営業秘密)を不正に入手して使用等する行為等)
- 5. 技術的制限手段の解除
(技術的にプロテクトされている映像、音楽、ゲームなどのコンテンツを、無断でコピーや視聴させることができるようにする機器やプログラムを販売する等の行為)
- 6. ドメイン名の不正取得
(図利加害の目的で、他人の商品・役務の表示と同一/類似のドメイン名を取得・保有し、または使用する行為)
- 7. 誤認惹起行為
(商品・役務やその広告等に、その原産地、品質、内容等について誤認させるような表示をする行為)